

第 2 次奈良市市民参画及び協働による まちづくり推進計画（案） （平成 28 年度～平成 32 年度）

平成 28 年 月 日

奈良市

目 次

第1章 推進計画の概要

1. 推進計画策定の趣旨	1
2. 推進計画の位置づけ	1
3. 推進計画の構成	2
4. 推進計画の期間	3
5. 推進計画の推進体制と進行管理	4
6. 実施計画	4

第2章 現 状 と 課 題

1. 社会の情勢と本市の現状	7
2. 各主体の現状と課題	11
3. 第1次推進計画の取組	18

第3章 計 画 の 推 進

1. 基本的な考え方	22
2. 基本方針と施策の方向性	25

資 料

・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例	30
・奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員名簿	36
・奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会設置要領	37

第1章 推進計画の概要

1. 推進計画策定の趣旨

本市では、平成18年（2006年）2月に策定した「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」や平成19年（2007年）12月の奈良市市民公益活動推進方針をもとに、平成21年（2009年）7月には、市民参画・協働の観点からみた市政における根幹としての「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例」（以下「条例」という。）を施行しました。そして条例第18条に基づき、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画」（以下「推進計画」という。）を平成22年（2010年）12月に定め、各課において取組を進めてまいりました。

また、平成23年（2011年）7月に策定した奈良市第4次総合計画においても、まちづくりを進める3つの視点のひとつとして、市民と行政が一体となり、まちづくりができるような社会を築く「協働」の視点を取り入れ、様々な主体と協働しながら地域を担う「ひと」を育て、「まち」を創っていくとしています。

したがって、本市としてはこれまでの取組状況などをふまえ、「協働の原則」（23ページ参照）のもと市民参画・協働の手法を通じて、市民・市民公益活動団体・事業者・学校そして市が協力し合い、地域の課題解決に取り組むことでさらに輝く奈良市をつくっていくため、今回、第2次奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画を策定しました。

2. 推進計画の位置づけ

奈良市第4次総合計画において、都市の将来像を「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」と定め、具体的なまちづくりの方向性のひとつとして、「市民と行政が協働する健全な財政によるまち」を掲げています。

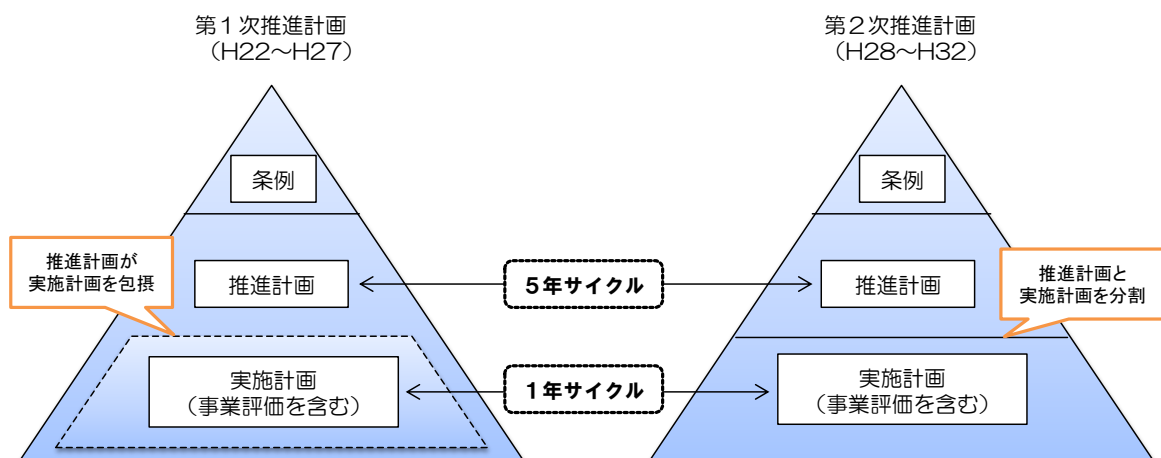
このことから、推進計画は、市民や市民公益活動団体、事業者、学校そして市が、お互いに理解し、信頼関係を深め、協働することによるまちづくりを進めるための計画です。

3. 推進計画の構成

第1次推進計画は、本市を取り巻く現状・課題や、市民参画・協働を進めていくための方策について記した推進計画の根幹部分と、実際に市民参画・協働を進めていく各事業の実施計画の部分で構成していました。

しかし、推進計画は条例第18条の規定に基づき5年サイクルで運用されているのに対し、実施計画については市民参画及び協働によるまちづくりに関する事業の実施状況をふまえ、毎年度PDCAサイクル¹に基づいた見直しを行っているため、運用していく中で両者の体系がわかりにくいという難点が見えてきました。

そこで、第2次推進計画においては、推進計画と実施計画を分けて運用します。

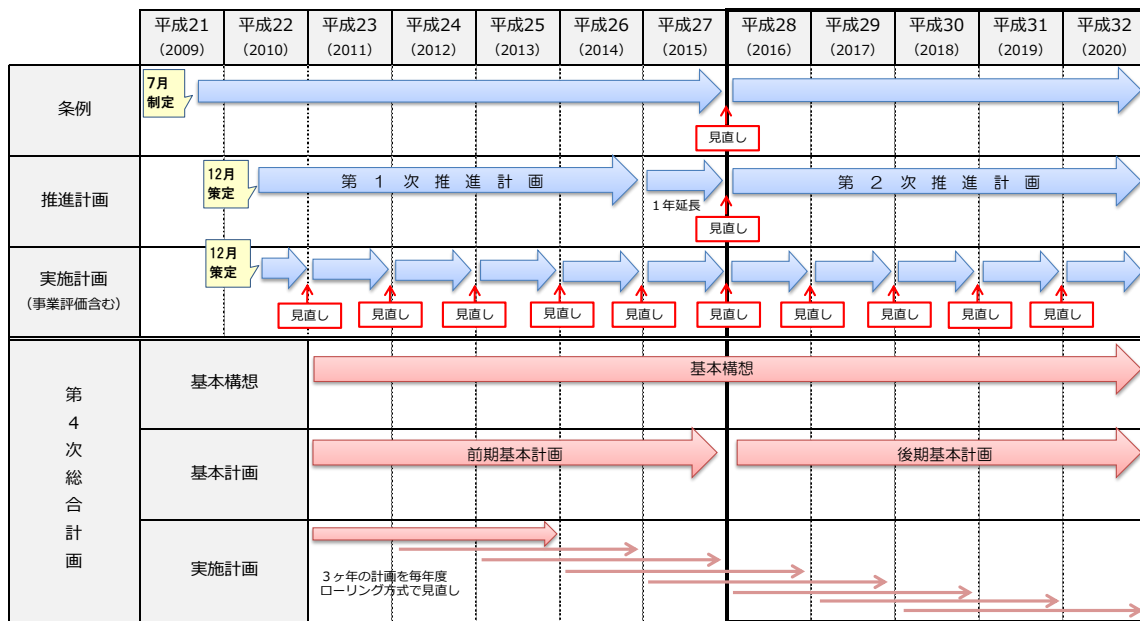


¹ 計画（Plan）を実行（Do）した後に、評価（Check）を行って改善（Action）に結びつけることで、その結果をさらに次の計画に活かすプロセスのことをいいます。

4. 推進計画の期間

推進計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間とします。ただし、社会情勢の変化等をふまえ、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。

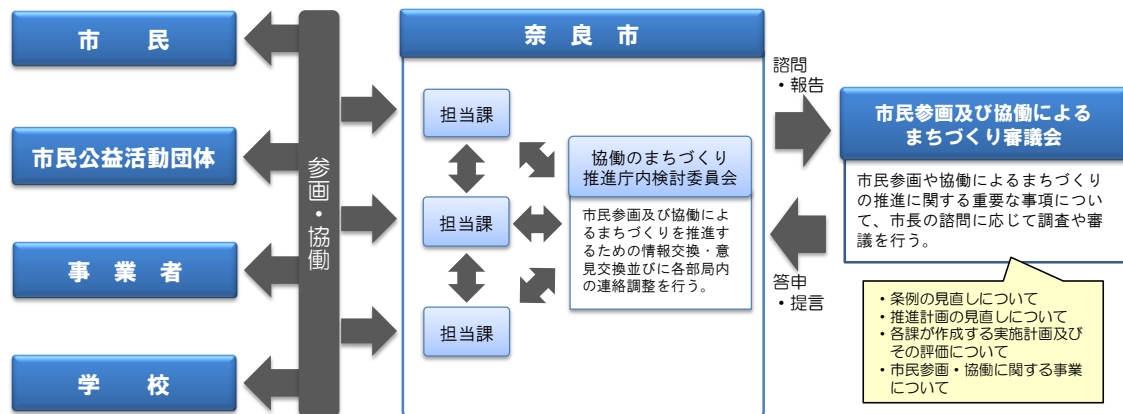
なお、前推進計画の計画期間は当初、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間でしたが、計画期間を平成 27 年度まで 1 年延ばすことで、奈良市第 4 次総合計画後期基本計画との計画期間を合わせました。今後は総合計画の基本計画と推進計画の計画期間を合わせることで、より一体的な運用を図っていきます。



5. 推進計画の推進体制と進行管理

市政の推進には、部局間の連携を図り、着実かつ効率的に取組を進めていくことが大切です。推進計画の推進にあたっては、前推進計画策定時において部局間の連絡調整等を担っていた「協働のための庁内推進会議」に代わり、平成 26 年より副市長を委員長とする「協働のまちづくり推進庁内検討委員会」を設置しました。今後はこの庁内検討委員会がこの機能を担います。

また、推進計画の進行管理については、条例第 20 条に基づく附属機関である「奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会」（以下「審議会」という。）が担います。



6. 実施計画

実施計画については毎年度当初に、市民参画及び協働により推進していく事業について各担当課が作成を行い、年度末に事業の振り返り（評価）を行うという形で取り組んでおり、実施計画の様式も毎年改善を図り、市民参画・協働の推進につなげてきましたが、様式が複雑になってきたため、市民の方々にとってもよりわかりやすい様式に見直します。

用語の定義

推進計画における各用語の定義は、条例に基づき以下のとおりとします。

● 市民参画

……市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいいます。

● 協働

……市民や市民公益活動団体、事業者、学校等さまざまな主体と市が、対等な立場で、お互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施・評価にいたるまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいいます。

● 市民

……市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。

※ただし、11 ページのみ市民を「市内に居住する者」の意味で使用しています。

● 事業者

……市内において事業を行う法人その他の団体及び個人。

● 学校

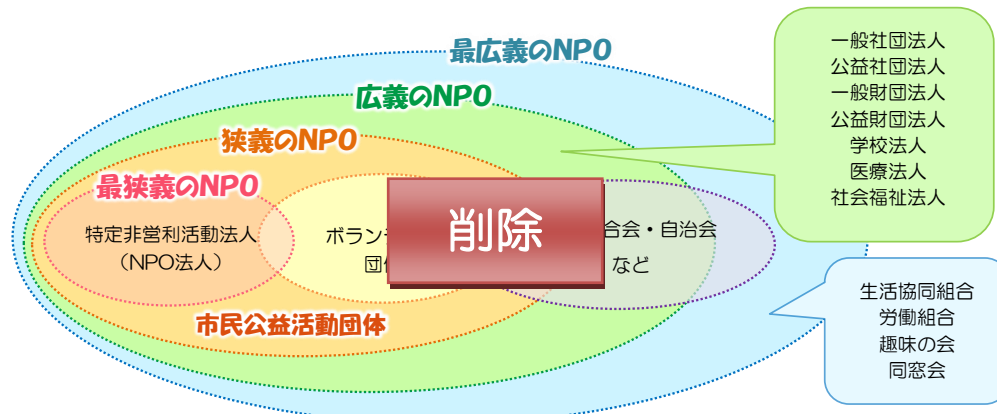
……学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校、専修学校及び各種学校。

● 市民公益活動

……市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいいます。

● 市民公益活動団体

……自治会など地縁に基づいて組織された団体（地域自治組織）や特定非営利活動法人（NPO法人）、ボランティア団体など、市民公益活動を継続的に行うものをいいます（6ページ参照）。



一覧表を新たに追加

市民公益活動団体 一覧表

(注) すべての市民公益活動団体を網羅したものではない。

No.	名 称	定 義
1	自治会	よりよい地域社会になるよう、同じ地域に住んでいる人たちがお互いに助け合い、支え合ったり、親睦を深めたりする活動を行っている団体。
2	地区自治連合会	地区内の単位自治会が連合して組織された団体。単位自治会相互の連絡調整を図り、市からの連絡依頼事項の住民への周知や市政に対する住民要望事項の進達など、単位自治会の集約機能を果たす団体。
3	地域婦人団体	地区内の女性により構成された、親睦、隣保扶助を目的とした団体。
4	地区万年青年クラブ連合会	地区内の単位万年青年クラブが連合して組織された団体。万年青年クラブとは老人クラブのことで、高齢者の生活を健全で豊かなものにするため、教養の向上や健康の増進のための活動、社会奉仕などの活動を行っている。
5	人権教育推進協議会	人権教育の研修を深め、同和問題や女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する人権問題の解決を市民一人ひとりが正しく受けとめるため、人権教育を研究推進し、基本的人権の確立をめざす地域社会づくりを目的とする団体。
6	中学校区地域教育協議会	地域で決める学校予算事業（地域全体で子どもを育てる体制をつくり、子どもたちの教育活動の充実を図るとともに、地域の教育力の再生と地域コミュニティの活性化を図ることを目的とする）に基づき、中学校区を単位として組織された団体。
7	幼稚園PTA	市立幼稚園ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。
8	小学校PTA	市立小学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。
9	中学校PTA	市立中学校ごとに組織された、保護者と教職員による社会教育関係団体。
10	スポーツ協会	スポーツ活動を通して住民の健康維持や親睦を図る団体。
11	中学校区少年指導協議会	青少年の健全育成や非行防止のために、見守り活動や街頭指導などを行う団体。
12	子ども会	子ども達の健全育成を目的として地区内の保護者と子ども、指導者等により構成された団体。
13	ガールスカウト	少女一人ひとりの自主性と、人に役立つことに喜びを感じる心を育てることを目的として活動する団体。
14	ボーイスカウト	心身ともに健全な青少年を育成し、奉仕の精神を養成するとともに人のために役立つ人間づくりを目的として活動する団体。
15	地区社会福祉協議会	住民が抱える様々な問題や課題について協議する中で、その課題解決に向けた取り組みを地域福祉活動として具体化していく団体。
16	地区民生児童委員協議会	地域住民の身近な相談相手として、必要な支援を行う民生委員・児童委員によって組織された団体。
17	遺族会	戦没者遺族の福祉増進のために活動を行う団体。
18	地区赤十字奉仕団	赤十字の使命とする人道的な諸活動を実践しようとする人々が集まって結成され、住みよい地域社会のため様々な奉仕活動に取り組む団体。
19	自主防災防犯組織	自分たちの地域を自分たちで守るため組織し、自主的な防災・防犯活動に取り組む団体。
20	女性防災クラブ	家庭での火災予防の知識の習得や、防火・防災意識の啓発などを目的として、地域の女性が中心となって活動している団体。
21	消防団	火災や風水害等の災害、有事の際に非常勤の地方公務員として消防業務に従事する団体。
22	NPO法人	「NPO」は「Non Profit Organization」の略称で、様々な社会貢献活動を行い団体の構成員に対し収益を分配することを目的としない団体のうち、特定非営利活動促進法に基づき法人格を取得した法人。
23	ボランティア団体	自主性、無報酬、公共性を重んじて主に奉仕活動を行っている団体。

第2章

現 状 と 課 題

1. 社会の情勢と本市の現状

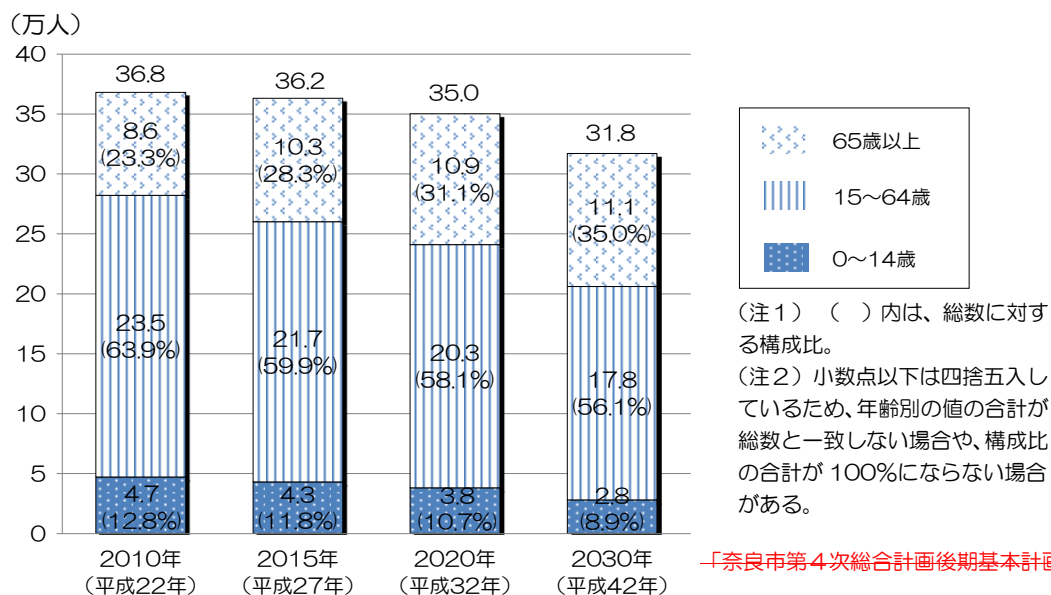
(1) 人口減少社会の到来と人口構造の変化

日本の総人口は、平成 20 年（2008 年）をピークに減少に転じ、以降減少が続いています。一方で高齢者の増加や経済活動の担い手である生産年齢人口（15～64 歳の人口）の減少からも、今後は今までわが国がつくり上げてきた社会・経済システムをいかにして維持していくかという点に重きを置く必要があります。

本市の人口は平成 22 年（2010 年）時点で 368,000 人でしたが、平成 32 年（2020 年）には 35 万人まで減少、平成 42 年（2030 年）には 318,000 人程度とすることが見込まれます（図表 1）²。年齢別でみても、年少人口（0～14 歳）、生産年齢人口（15～64 歳）が大きく減少する中で、老年人口（65 歳以上）が大きく増加し、高齢化率は平成 22 年（2010 年）の 23.3%が平成 32 年（2020 年）には約 31%、平成 42 年（2030 年）には 35%にまで上昇する見通しです。

人口減少や高齢化の進行は、市政や地域コミュニティにも大きな影響を及ぼすことが考えられます。まず、生産年齢人口の減少に伴い市税収入が減少し、社会保障関係費の増加とともに地方財政に大きな影響を与える結果、公共施設や安全な住民生活を支えるインフラの維持管理レベルが低下するなど、必要不可欠な行政サービスが低下するおそれがあります。また、老年人口の増加に伴い介護需要や医療費が増大するにもかかわらず、生産年齢人口の減少により現役世代一人ひとりの負担の増加が予想されます。さらに、地域においては、地域コミュニティの希薄化により地域の防災力や防犯力その他地域の活力・機能の低下が予想されます。

図表 1 奈良市の将来人口の見通し



「奈良市第4次総合計画後期基本計画」10ページ

² 奈良市第4次総合計画後期基本計画 17 ページ

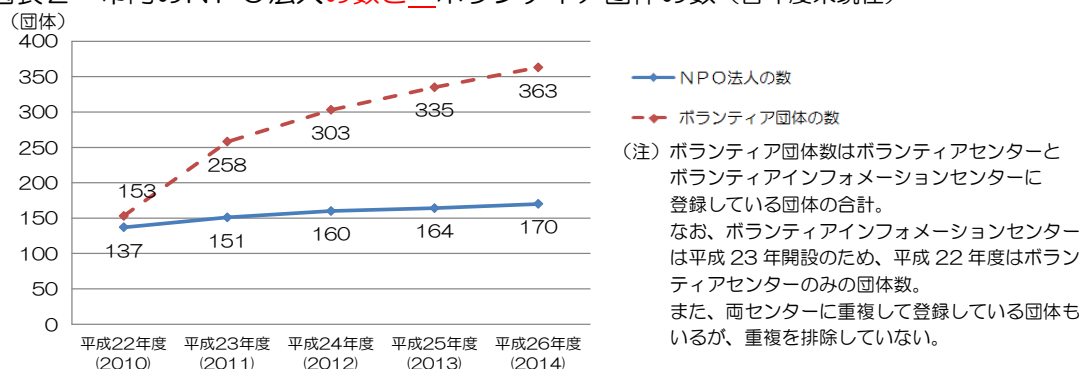
（２）公共に対する考え方の変化と新たな公共の担い手の出現

多様な行政課題や市民ニーズに対して、行政のみが公共サービスを提供するという従来の考え方が変化してきています。平成 10 年（1998 年）には特定非営利活動促進法（NPO 法）が施行されたことで、特定の目的を持った非営利活動を行う団体が法人格を取得することができるようになり（NPO 法人）、地域コミュニティや行政以外の立場から社会の課題解決に向けた動きが進みました。

市内には 170 の NPO 法人、360 を超えるボランティア団体がおり（平成 26 年度末現在）、多種多様な市民公益活動が展開されています（図表 2 ～ 3）。図表 2 は市内の NPO 法人数とボランティア団体数の推移を示したグラフですが、からは NPO 法人、ボランティア団体のいずれも増加傾向にあることがわかりから、本市においても市民活動がますます年々盛んになっているとわかります考えられます。

このような傾向は今後も続くことが予想され、また行政だけで市民ニーズに全て応えていくことは難しいため、まちづくりの多様な主体と協働をしながらともに公共をつくっていく必要があります。その中で、地域社会の課題解決に向けて、市民・市民公益活動団体・事業者など様々な主体が協力しながらビジネスの手法を活用して取り組むソーシャルビジネスやコミュニティビジネスが全国的に注目されるようになってきています³。

図表 2 市内の NPO 法人の数と・ボランティア団体の数（各年度末現在）



図表 3 市内の NPO 法人・ボランティア団体の分野別内訳（平成 26 年度末現在）

	① 保健・医療・福祉	② 社会教育	③ まちづくり	④ 観光の振興	⑤ 農山漁村・中山間地域の振興	⑥ 学術・文化・芸術・スポーツ	⑦ 環境の保全	⑧ 災害救援	⑨ 地域安全活動	⑩ 人権の擁護・平和推進	⑪ 国際協力	⑫ 男女共同参画	⑬ 子どもの健全育成	⑭ 情報化社会の発展	⑮ 科学技術の振興	⑯ 経済活動の活性化	⑰ 職業能力の開発・雇用機会	⑱ 消費者の保護	⑲ 活動への連絡・助言・援助・	⑳ 都道府県又は指定都市の条例で定める活動
NPO 法人	103	110	104	14	12	87	62	17	25	44	50	18	91	25	7	41	48	10	95	1
ボランティア団体	143	73	77	31	16	71	57	11	27	35	30	21	127	18	4	18	21	9	25	2

(注) 複数の分野で活動する団体があるため、団体数と分野別団体の合計数とは一致しない。

図表 3 を
追加

³ 平成 23 年に奈良市で開催した「NPO 活動推進自治体フォーラム全国大会 in 奈良」の第 2 分科会において、県内のソーシャルビジネス・コミュニティビジネスをまとめた事例集（『奈良県ソーシャルビジネス・コミュニティビジネス事例集』）を作成しました。奈良市ホームページでご覧いただけますので、ご活用ください。

(<http://www.city.nara.lg.jp/www/contents/1310709160376/index.html>)

（３）地方分権の進展による団体自治の強化

平成 12 年（2000 年）には地方分権一括法が施行され、国と地方の役割分担の明確化が進みました（第 1 次地方分権改革）。その代表として機関委任事務の廃止が挙げられます。機関委任事務とは、地方自治体の長が国から法令に基づき、国の機関の一部として処理される事務をいいます。この事務に象徴されるように地方自治体はそれまであくまで国の下部機関という位置付けでしたが、この改革によって国と対等な関係へと変わりました。

その後、平成 23 年（2011 年）から平成 26 年（2014 年）にかけて、4 回にわたり「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第 1 次一括法～第 4 次一括法）が成立しました。これにより、義務付け・枠付け等の見直しが行われ、権限移譲された分野について自治体が独自の判断や方針を決めていく道筋が開かれるようになりました（第 2 次地方分権改革）。

このように、地方分権が進み団体自治⁴が拡充される一方、地域課題や住民市民ニーズが多様化・複雑化する昨今の時代においては、地方自治体が自らの判断と責任に基づき、地域の実情に合った行政を進めていく必要があります。

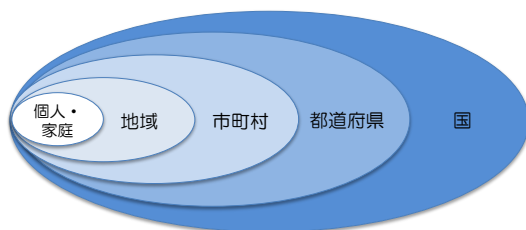
⁴ 国家の内部に、一定の地域を基準とする国から独立した別個の法人格を有する団体の存在を認め、その団体が自らの地域の政治・行政を広く自らの権能と判断によりその責任で処理することをいいます。

（４）今後の公共のあり方の検討と住民自治の拡充

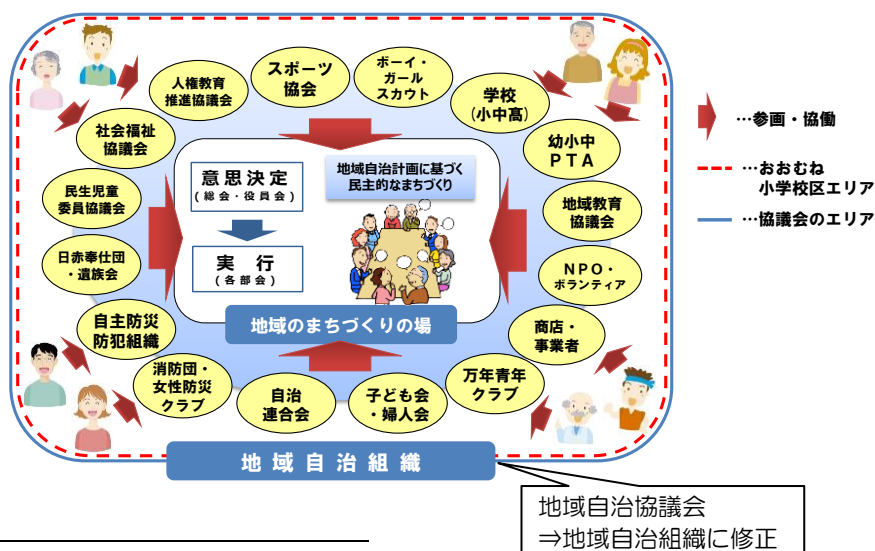
一方、地方自治の本旨のもう一つである住民自治⁵については、補完性の原理の考え方から今後のあり方の検討時期にきています。補完性の原理とは、個人や家庭で取り組めることは個人や家庭が取り組み、地域で取り組めることは地域が取り組む。個人・家庭や地域でも取り組めないことは行政が取り組むという考え方です（図表４）。この原則に基づき、行政が主体となった公共サービスの提供方式から、行政と地域との協働による形へとシフトしていく必要があります。

今後の人口減少社会においては、行政よりも市民にとって身近な生活圏である地域が主体となって、地域特性に応じたまちづくりが行われる必要があります。現在全国において、おおむね小学校区を単位に、地域の課題解決に向けた取組を総合的・包括的に行う新たな地域自治組織が立ち上げられ、各地域で地域特性や課題に合った自主的な活動が展開されるようになってきています。本市においても、このような組織（地域自治協議会⁶）の必要性を感じ、これまで奈良市自治連合会と協働して地域自治協議会組織の設立に向けた検討を進めてきました（図表５）。今後は地域自治協議会組織を協働のパートナーと位置づけ、住民自治の拡充を図っていきます。

図表４ 補完性の原理イメージ



図表５ 地域自治協議会組織の構成イメージ（一例）



⁵ 住民がまちづくりに参画し、そのあり方を住民の意思に基づいて決定し、その責任において処理することをいいます。

⁶ この組織は全国ではまちづくり協議会や住民自治協議会など様々な名称で呼ばれています。本市ではこれまでの審議の経緯から、地域自治協議会という組織名で検討を行っており、この計画においてもこの名称を使用します。なお、国はこういった組織を「地域運営組織（RMO、Region Management Organizationの略）」と呼称しており、『まち・ひと・しごと創生総合戦略2015改訂版』において、2020年までに全国において地域運営組織が3,000団体形成されることを国の目標にしています。

2. 各主体の現状と課題

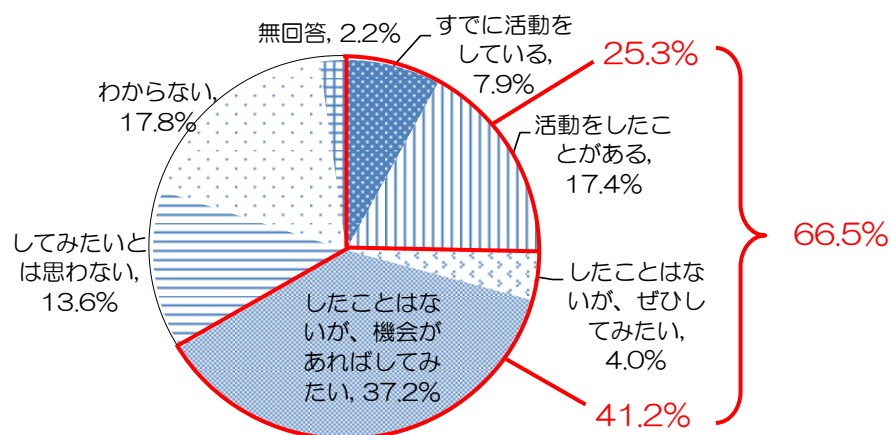
(1) 市民

平成 26 年度に実施した「奈良市のまちづくりに関する市民アンケート報告書」(対象者 3,000 人、回収率 35.9%)によると、市民のボランティア・NPO活動の取組状況は、「すでに活動をしている」と「活動をしたことがある」と回答した人が合わせて 25.3%いることがわかります(図表6)。また、「したことがないが、ぜひしてみたい」と「したことはないが、機会があればしてみたい」と回答した参加意欲のある人は合わせて 41.2%となっており、参加経験者と参加意欲のある人を合わせた数は 66.5%と高くなっています(図表5)。年代別にみると、活動をしたことがある人や活動をしてみたいという前向きな回答をした割合は 18~19 歳で最も高く、69 歳までの年代が比較的高くなっています(図表7)。このことから、ボランティア活動に対する市民の潜在的な意識の高さがうかがえます。

一方で、地域の人との交流状況の問いに対し、「相談したり助け合ったりする」と回答した人は 26.0%で、「あいさつをする程度」の 62.3%と比べるとその半数にも満たない状況です(図表8)。~~このことから…~~

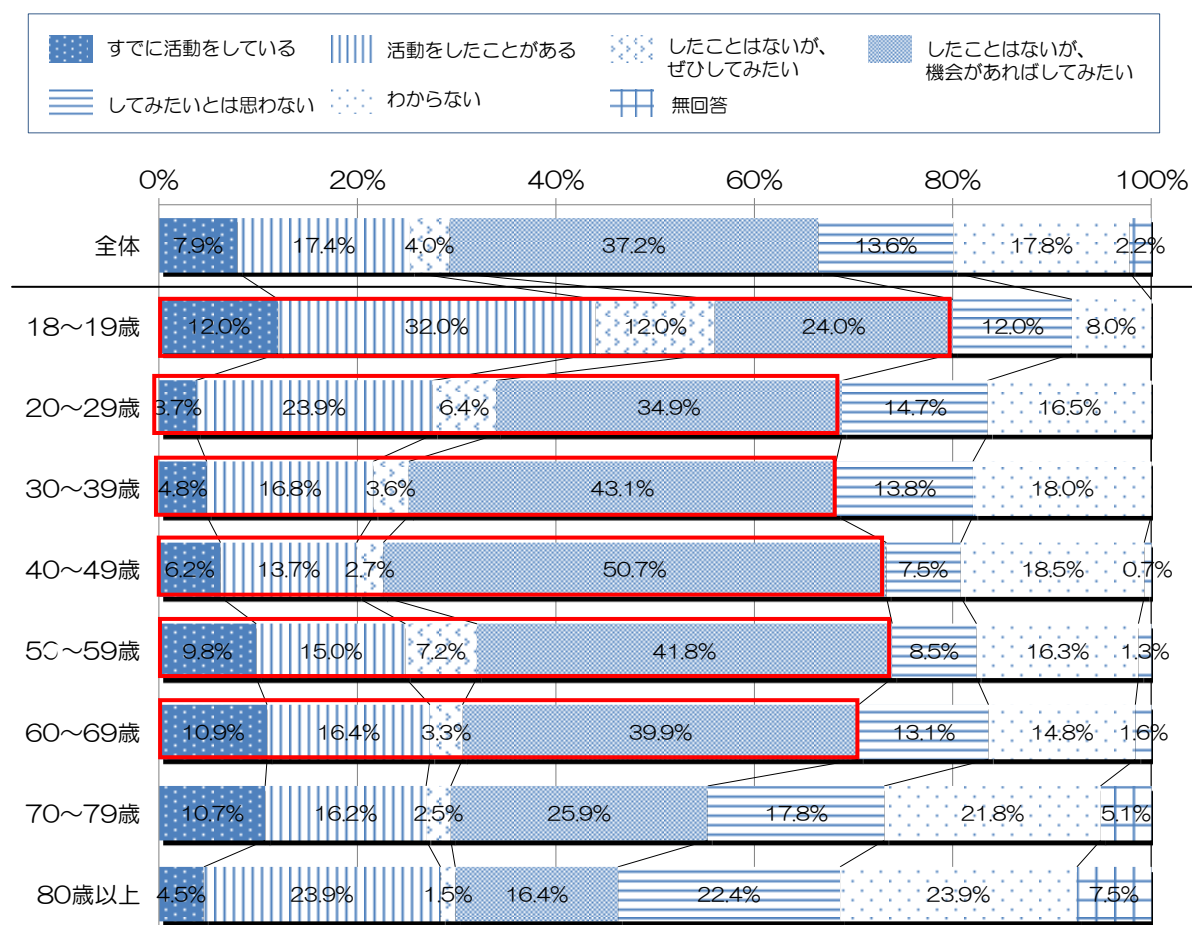
以上のことから、 今後はボランティア・NPO活動に対する市民の参加意欲を、実際の活動参加へとつなげられるような働きかけや、既にある地域のつながりをさらに深めるような働きかけが必要であると考えられます。

図表6 ボランティア・NPO活動への取組状況



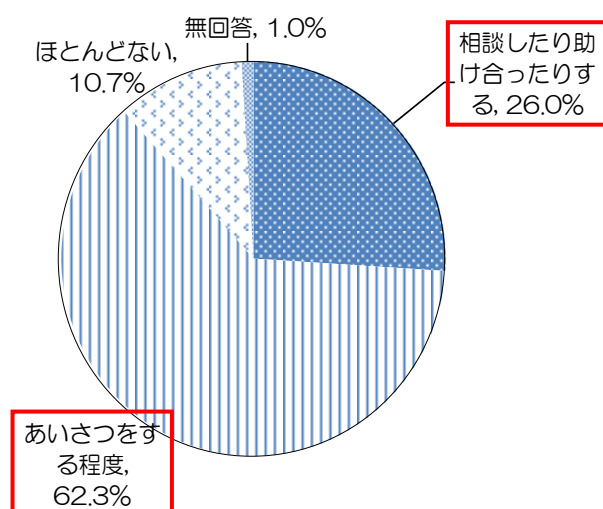
「奈良市のまちづくりに関する市民アンケート報告書」36 ページ

図表7 ボランティア・NPO活動への取組状況（年齢別）



「奈良市のまちづくりに関する市民アンケート報告書」37 ページ

図表8 地域の人との交流の状況



「奈良市のまちづくりに関する市民アンケート報告書」34 ページ

（２）市民公益活動団体

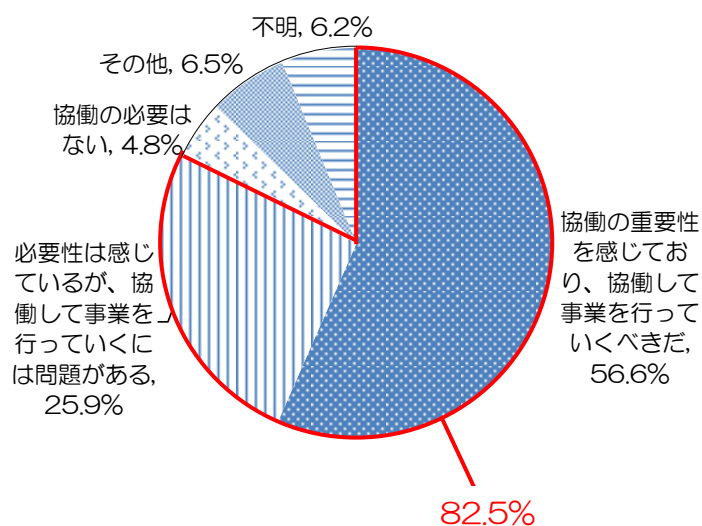
平成 26 年度に市内に所在する市民公益活動団体を対象に実施した「地域コミュニティ実態調査報告書」（対象 500 団体、回収率 83.4%）によると、他の団体と協働して事業を行っていくことについて、82.5%と多くの団体が協働の必要性を感じていることがわかります（図表 9）。また、協働して事業を行った際、どのような効果が期待できるかについては、73.9%の団体が「活動の活性化につながる」と回答しています（図表 10）。

一方で、他団体と協働して事業を行っていく上での課題としては、「どのような事業が協働に適しているのかわからない」「協働で事業を進める時間的余裕がない」「他団体の活動内容や実績等がわからない」「協働する事業の予算が確保されていない」といった回答が 30%を超えています（図表 11）。

他団体と協働して事業を行っていく場合に有効だと思われる行政からの支援については、事業費の助成が 66.4%と最も高く、専門分野の人的支援が 46.3%、活動場所の確保(35.0%)、連携したい団体との仲介(26.9%)と続きます（図表 12）。

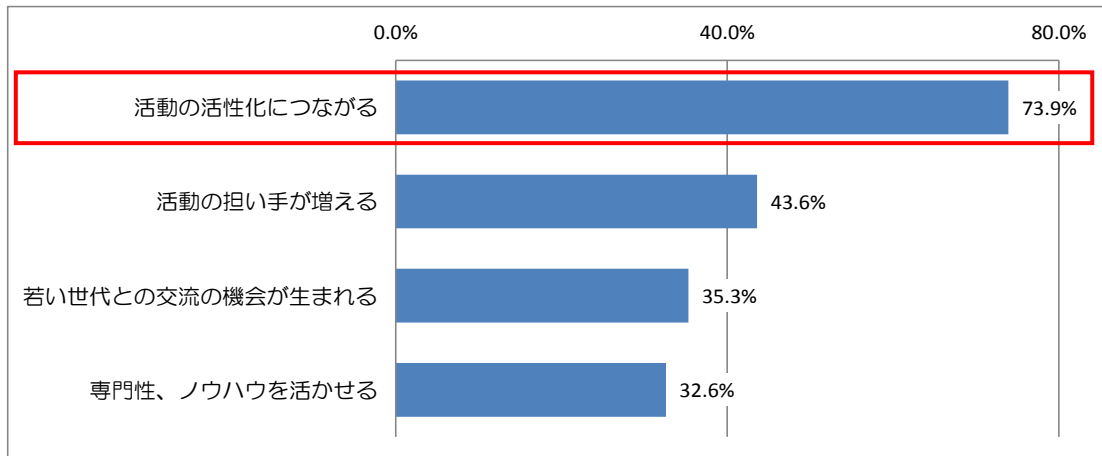
以上のことから、多くの団体が協働の必要性やメリットを感じていますが、協働の方法がわからないことや時間的な余裕がないこと、協働相手の姿が見えないことなどがその障壁となっていることがわかります。今後はそういったハードルを取り除くような行政からの支援が必要であると考えられます。

図表 9 他の団体との協働意向



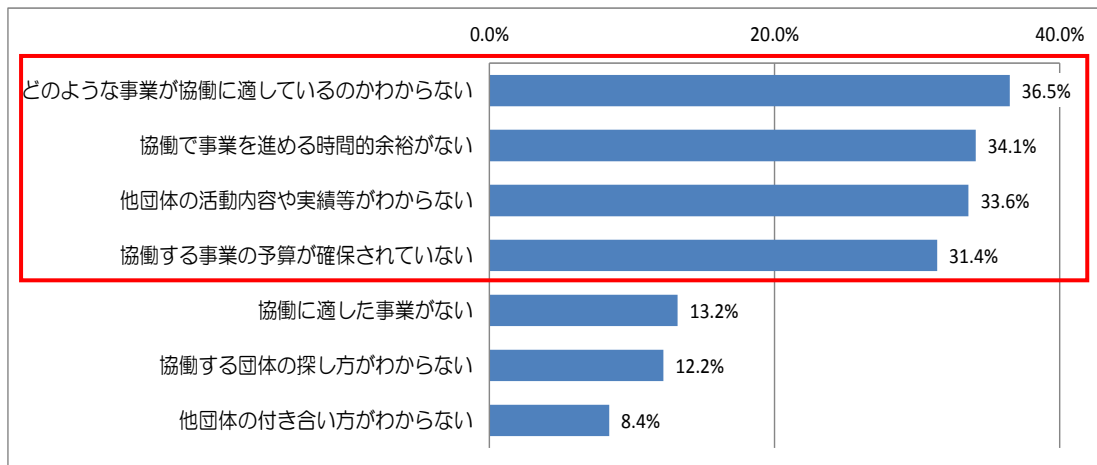
「地域コミュニティ実態調査報告書」77 ページ

図表 10 協働に期待する効果



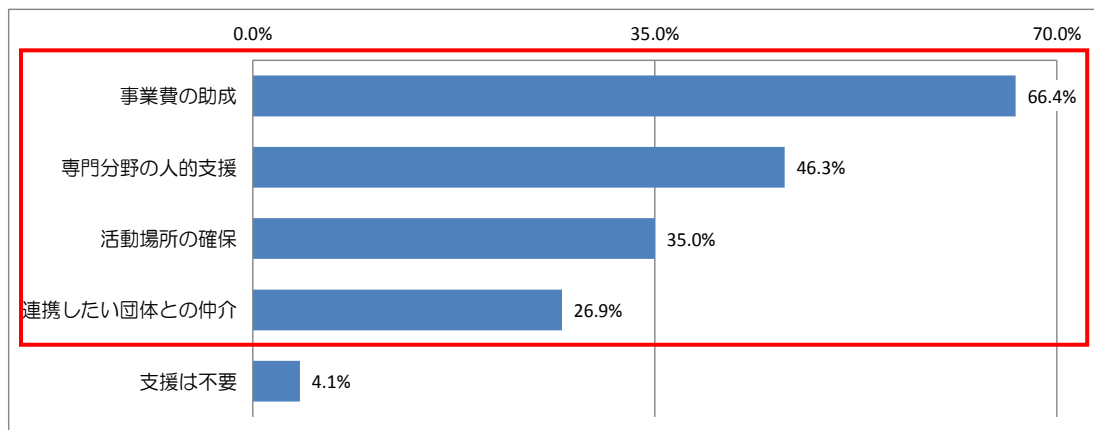
「地域コミュニティ実態調査報告書」79 ページ

図表 11 他団体との協働への課題



「地域コミュニティ実態調査報告書」83 ページ

図表 12 他団体との協働推進に有効だとと思われる行政支援



「地域コミュニティ実態調査報告書」85 ページ

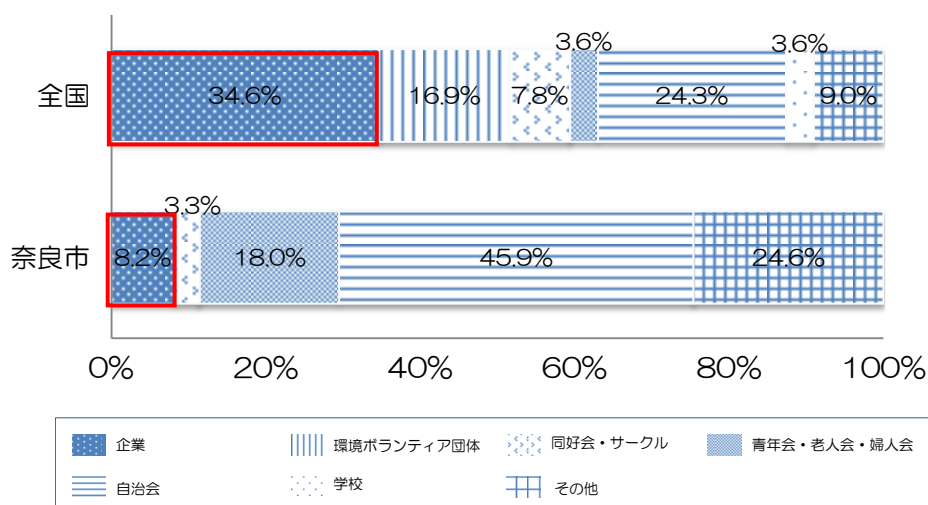
(3) 事業者

事業者は地域の経済の担い手であると同時に社会的責任⁷があり、地域のまちづくりの主体として、その専門性やノウハウを活かした社会貢献活動が期待されています。市内には12,675事業所があり⁸、その中には本来の業務以外に清掃活動などでまちづくりに関わっていたり、自治会などのイベント等への寄附や参加などで地域と関わりを持っていたりする事業者もあります。

例えば本市のアダプトプログラム推進事業⁹には6つの事業者が登録し、清掃活動を行っています（平成27年12月現在）。しかし、平成26年（2014年）に公益社団法人 食品容器環境美化協会が行った「アダプト・プログラム導入自治体調査」によると、アダプトプログラムに登録している団体のうち事業者の占める割合が全国では全体の34.6%と最も割合が高いのに対し、本市では事業者の割合が全体の8.2%と低い状況にあります（図表13）。

今後はアダプトプログラム推進事業だけではなく、事業者に対する社会貢献活動への啓発を強化するとともに、社会課題や地域課題の解決に向け、市民や市民公益活動団体などとの協働の取組が進むような働きかけが必要であると考えられます。

図表13 アダプトプログラム参加団体の構成



「アダプト・プログラム導入自治体調査」をもとに作成

⁷ CSR (Corporate Social Responsibility) と呼ばれ、企業が社会や環境と共存し、持続可能な成長を図るため、その活動の影響について責任をとる企業行動であり、企業を取り巻く様々な利害関係者（ステークホルダー）からの信頼を得るための企業のあり方を指します。（経済産業省ホームページより）

⁸ 平成26年経済センサス-基礎調査

⁹ アダプト (adopt) とは、「養子にする」という意味で、アダプトプログラムは里親制度と訳されます。地域の公共スペースを養子に見立て、市民の方々が里親になって美化活動を行い、見守っていただく制度です。本市では市が管理している道路や河川等の美化を進めるとともに、その活動を通して地域コミュニティの再生を図ることを目的に平成20年（2008年）から導入しており、現在69団体が登録されています。（平成27年12月現在）

（４）学校

本市では学校、家庭そして地域が連携・協働をしながら学校を支援する活動に取り組むとともに、地域全体で子供たちを守り育てることを目的として、地域教育推進事業を行っています。この事業は、「地域で決める学校予算事業」と「放課後子ども教室推進事業」で構成され、全ての中学校区に組織された地域教育協議会が中心となって進められています。

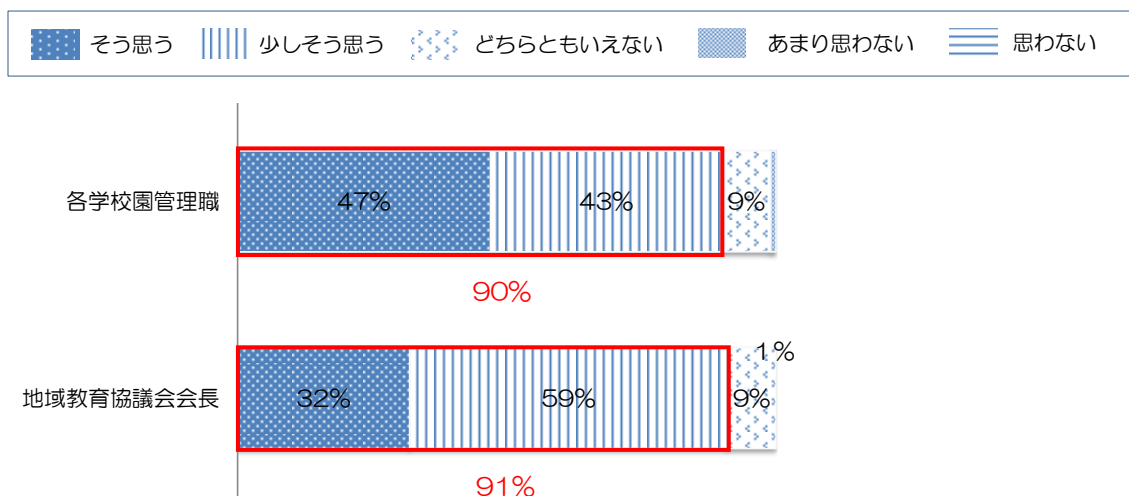
平成 26 年度に実施した「奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果(報告書)」によると、地域連携の取組について、各学校園の管理職、地域教育協議会の会長ともに「効果的に行われるようになったと思う」「少し効果的に行われるようになったと思う」と回答した人が合わせて約 90%と高くなっています（図表 14）。また、地域住民のつながりについて、各学校園の管理職、地域教育協議会の会長ともに「生まれたと思う」「少し生まれたと思う」と回答した人が合わせて 80%以上となっています（図表 15）。本市の場合、地域教育推進事業の例からもわかるとおり、学校が地域に根差し、連携・協働して地域のまちづくりが行われていることがわかります。

一方、事業の課題としては、「教職員の理解が不十分」といった回答が多くなっています（図表 16）。ここで言う教職員には、管理職以外の一般の教職員も含まれています。各学校園管理職も上記の回答が多いことから、学校の中で地域教育協議会の事務を中心的に担っている管理職が地域教育協議会を通じて地域と密接につながっていますが、地域学校連携の取組をさらに効果的なものにしていくために、一般教職員も含め全ての教職員への理解をより一層深めていく必要性があります。

なお、地域教育協議会の会長の 36%の方々が、「地域社会の理解・協力が不十分」という回答を寄せており相対的に高くなっていますので（図表 16）、地域も学校と同様、この取組に対する地域住民の理解・協力がまだ不十分であると感じていることがわかります。

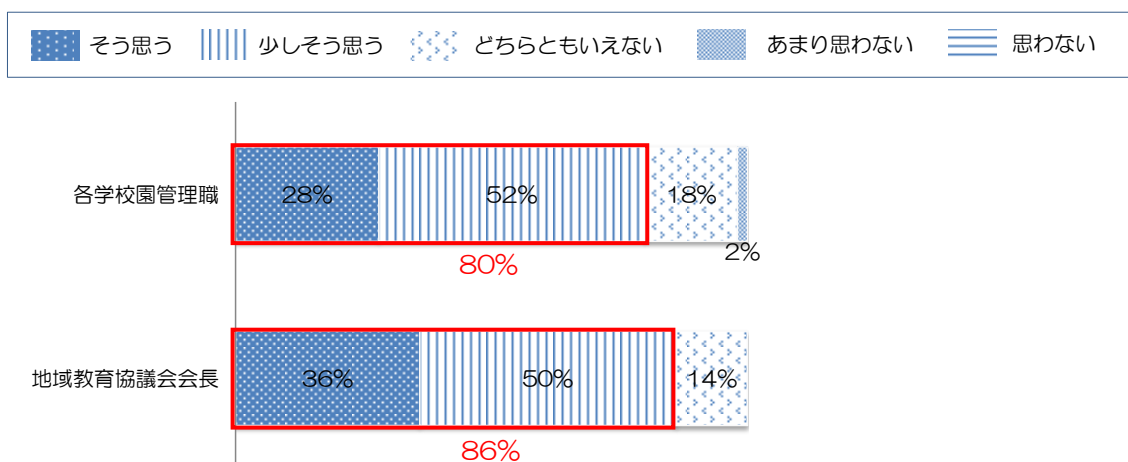
以上のことから、今後は既に形成されている学校と地域の協働の輪をさらに広げていけるような働きかけが必要であると考えられます。

図表 14 地域連携の取組が効果的に行われるようになった



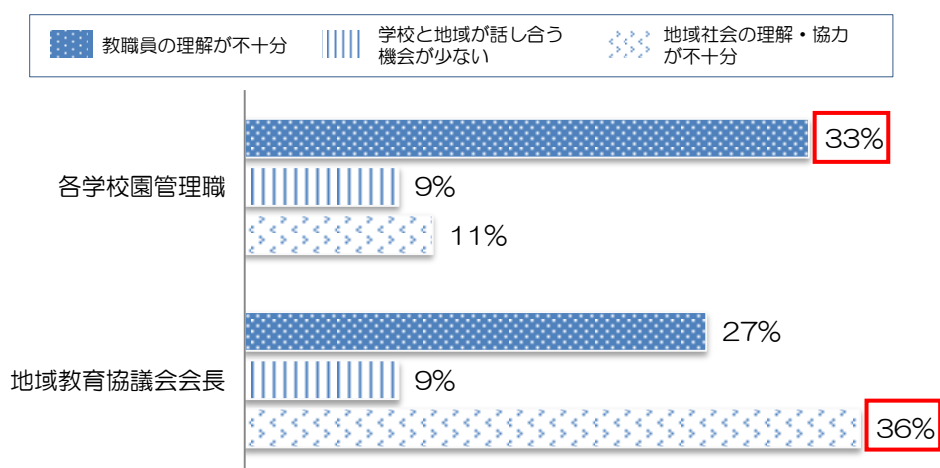
「平成 26 年度奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」

図表 15 地域住民のつながりが生まれた



「平成 26 年度奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」

図表 16 事業を実施しての課題



「平成 26 年度奈良市地域教育推進事業に関するアンケート調査結果（報告書）」

3. 第1次推進計画の取組

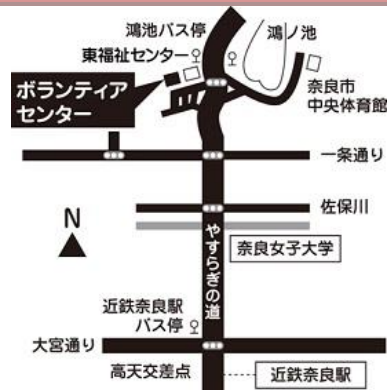
第1次推進計画では、各部署において実施計画の進捗を図るとともに、以下のような基盤整備を行うことの必要性について言及していました。そこで、第1次推進計画の総括として、基盤整備に向けた取組の成果や第2次推進計画での課題と取組などをまとめました。

(1) 拠点施設の機能の充実

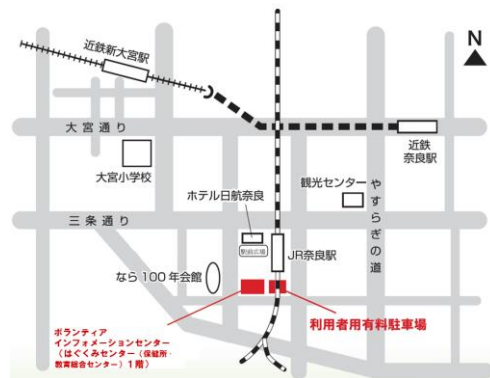
ボランティア活動や市民公益活動の拠点施設として、既にあったボランティアセンターに加え、平成23年には、はぐくみセンター(保健所・教育総合センター)1階にボランティアインフォメーションセンターを新たに開設しました。

ボランティアセンターでは主に福祉分野を中心とした相談・コーディネート業務を行い、ボランティアインフォメーションセンターでは、福祉分野を含め、さらに幅広く様々な分野の市民公益活動に対する相談・コーディネート業務を行うとともに、現在、この2つのセンターを核として、市民公益活動の主体となる人材の育成を図ることを目的とした各種講座の実施、会議室の提供、各種情報収集・発信などを行っています。

ボランティアセンター (http://www.narashi-shakyo.com/html/volunteer_top.html)

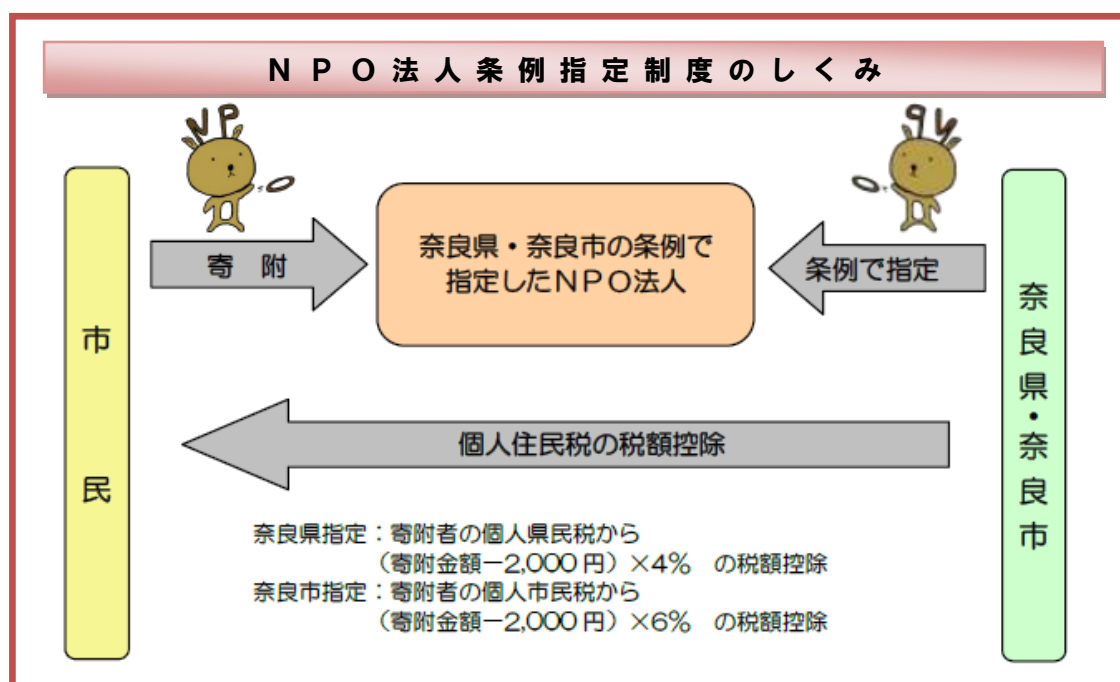


ボランティアインフォメーションセンター (<http://volunt-info.jp/index.html>)



（２）市民公益活動への財政的支援

市民公益活動への財政的支援については、平成 23 年（2011 年）の国の税制改正によりこれまでの税制優遇措置を拡大し、寄附を促進する寄附税制改革関連法が成立したことを受け、本市でも市民の公益活動を支援する仕組みのひとつとして検討を行いました。そこで、都道府県または市町村が条例において指定した NPO 法人に、市民の方々が寄附をされた場合、個人住民税の税額控除が受けられる「NPO 法人条例指定制度」を導入するため、必要な関係条例を制定し、平成 25 年（2013 年）9 月には 6 団体を、そして平成 27 年 10 月には 4 団体を指定しました。



（３）生きがい情報総合ネットワークの構築

市民の皆さんが生きがいを持ち、健康で長生きできるまちづくりを実現するため、「ならいきいきネット」を構築し、文化、体育・スポーツ、ボランティア、生涯学習に関する情報を一元化し、発信しています。



（４）協働のための職員研修の実施

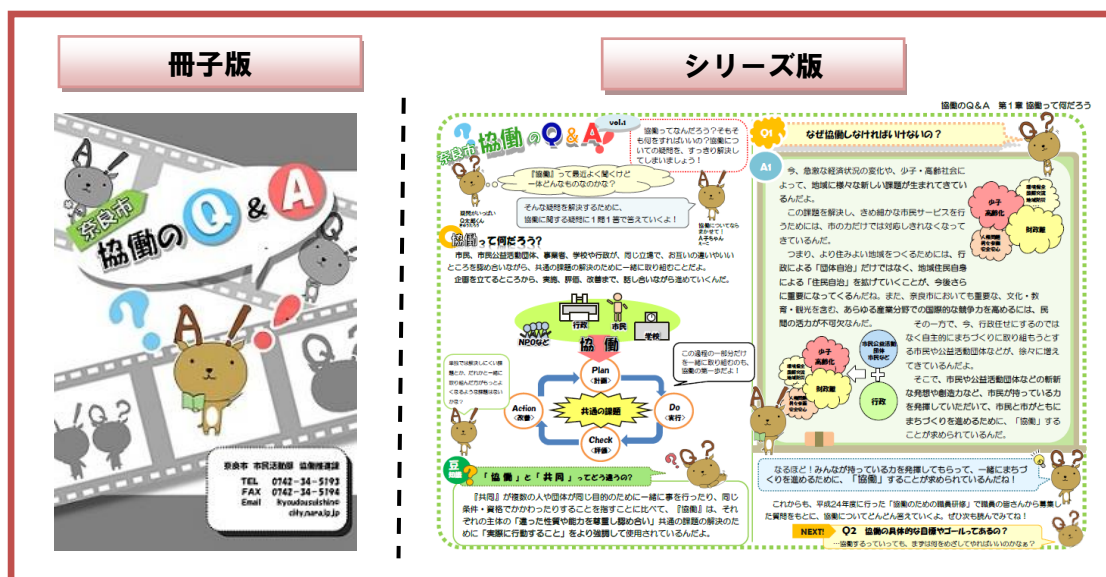
市民参画と協働によるまちづくりを推進していくためには、市民意識の醸成を促すとともに、職員の意識改革が必要であるという考えのもと、平成 20 年度から計画的に「協働のための職員研修」を実施しています。平成 23 年度で全職員の受講が終了したため、平成 24 年度から平成 25 年度は市民や市民公益活動団体の方々と市職員合同で研修を実施しました。平成 26 年度はファシリテーション¹⁰能力を養成する研修を実施しました。

年度	講師（敬称略）	対象	参加人数(人)	形式
平成20 (2008)	新川 達郎 (同志社大学大学院総合政策科学研究科教授)	全課長級職員	106	講義形式での研修を2回に分けて実施した。
平成21 (2009)	新川 達郎 中川 幾郎 (帝塚山大学名誉教授) 井上 芳恵 (龍谷大学政策学部准教授)	係長級以上の職員	611	講義形式での研修を7回に分けて実施した。
平成22 (2010)	新川 達郎 中川 幾郎 井上 芳恵 秋葉 武 (立命館大学産業社会学部教授)	全職員 (現業職員、臨時・嘱託職員を除く)	1,546	職員一人一人の協働に関する意識を向上させることを目的に、講義形式での研修を17回に分けて実施した。
平成23 (2011)	川北 秀人 (IIHOE [人と組織と地球のための国際研究所] 代表)	全職員 (現業職員、臨時・嘱託職員を除く)	1,495	講義形式での研修を6回に分けて実施した。
平成24 (2012)	川北 秀人	・市民、市民公益活動団体 ・一部部局の係長級職員の半数 (現業職員、臨時・嘱託職員を除く) ・平成23年度研修未参加職員	429 (内50)※	市民公益活動団体、市民にも参加を募り、職員と合同で講義形式（全2回）・グループワーク形式（全2回）での研修を実施した。
平成25 (2013)	川北 秀人 深尾 昌峰 (龍谷大学政策学部准教授)	・市民、市民公益活動団体、 ・管理職級市職員、係長級の職員	508 (内48)※	平成24年度に同じ
平成26 (2014)	中川 幾郎 川中 大輔 (シチズンシップ共育企画代表)	管理職級市職員、係長級以下の職員	460	管理職を対象に講義形式の研修（1回）を行うとともに、係長級以下の職員にファシリテーション研修（全3回）を実施した。
計			5,155	

¹⁰ ファシリテーション (facilitation) とは、話し合いや会議がスムーズに進行されるよう支援することをいいます。その役割を担う人をファシリテーター (facilitator) といい、話し合いの参加者を制御することなく、意見を自由に出してもらいながら、段階的に結論に到着できるようにすることがファシリテーターには求められます。

（５）協働の手引きの作成

平成 24 年度に市民や市民公益活動団体の方々と一緒に行った「協働のための職員研修」の中で出された、協働についての質問をまとめ、『奈良市協働の Q & A』として編集しました。『奈良市協働の Q & A』は、61 の質問と回答を一冊にまとめた「冊子版」と、質問と回答を詳細に書いた「シリーズ版」の 2 種類を作成し、奈良市ホームページで公表しています。



第3章 計画の推進

1. 基本的な考え方

本計画は、条例に定める目的やまちづくりの基本理念・基本原則、また「奈良市ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」において定めた協働の原則に基づき、新たな視点を加えたうえで、今後5年間の基本方針や施策の方向性を定め、取組を進めていきます。

そこで、ここではまず市民参画及び協働によるまちづくりにおける本市の基本的な考え方として、上記の各項目について記載します。

(1) 目的

本市のまちづくりの目的は、条例第1条に「個性豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的な発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将来に引き継ぐことを目的」とすると掲げています。

(2) 基本理念

本市のまちづくりの基本理念は、条例第3条に以下のとおり掲げています。

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。
- (5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(3) 基本原則

本市のまちづくりの基本原則は、条例第4条に以下のとおり掲げています。

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

- (1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。
- (3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

(4) 協働の原則

協働するにあたっては、双方が以下の原則を十分に理解しておくことが重要です。この原則は平成18年に本市の協働に対する基本的な考え方などを記した「ボランティア・NPOとの協働のあり方に関する指針」において示しています。

① 対等であること

お互いに上下の関係ではなくパートナーとして対等の関係を保とう。

② 相互に理解すること

お互いの立場や特性を理解し尊重したうえで、それぞれの役割を明確にして協働の取組を行っていきこう。

③ 自主性を尊重すること

行政は、協働の相手のもつ柔軟性、先駆性、専門性などの長所を活かした取り組みができるよう、自主性を尊重しよう。

④ 自立化を進めること

依存や癒着の関係に陥ることのないよう、協働の相手が自立にむかうように協働を進めよう。

⑤ 目的を共有すること

協働の目的をお互いに共通理解し、確認しておくことにより、円滑な取り組みを行っていきこう。

⑥ 補完しあうこと

両者の特性を踏まえつつ、お互いに補い合いながら役割を分担しよう。

⑦ 公開すること

協働事業についてプロセスや結果等の情報を公開し、市民に対する説明責任を果たすことで、協働に対する市民の理解を得よう。

⑧ 共に変わること

協働をとおしてお互いに「共に学び」「共に育ち」「共に変わる」という姿勢や意識を持とう。

⑨ 期限を決めること

協働事業の達成目標や事業期間など協働関係を解消する条件を決めておくことで、馴れ合いを防ぎ、適度の緊張感を保ちつづけよう。

2. 基本方針と施策の方向性

(1) 基本方針

市民参画及び協働によりまちづくりの目的・基本理念・基本原則に基づき、本計画の5年間で取り組むべき方向性を3つの基本方針として定めます。第4次総合計画後期基本計画をベースに施策を体系化するとともに、今後5年間かけて取り組むことをより具体化しました。

基本方針1	市民参画及び協働の推進【施策 7-02-01】
基本方針2	ボランティア・NPO活動の活性化【施策 1-01-02】
基本方針3	地域活動の推進【施策 1-01-01】

※【 】は第4次総合計画後期基本計画の施策コード

(2) 施策の方向性と取組

基本方針1 市民参画及び協働の推進【施策 7-02-01】

地域課題や住民ニーズが多様化・複雑化する中、様々な立場の人々の意見や考えをふまえた上で、市政を推進していかなければなりません。企画立案の段階から実施中、そしてその後の評価に至るまであらゆる段階において協働の手法を考え、実際に協働することで、さらに良い効果や結果が期待できます。

【基本施策】

① 審議会などへの市民参画の推進

市の政策決定を行う過程において様々な形で市民が参画できる機会を作っていく必要があります。具体的には審議会などの議論の場において、幅広い分野からの意見を取り入れることを目的に、委員の一部を市民公募とする方式を進めます。本市における市民公募委員の割合は、平成27年度時点で3%と、平成22年度時点に比べ大きく低下しています。この低下の原因を分析するとともに、審議会などにおけるより良い市民参画のあり方について検討を行います。例えば、審議会などが審議の過程において市民の意見を取り入れる機会（意見交換会など）を設けることなどが考えられます。

② 市の施策への市民の発案の反映

市の施策に市民の皆さんの意見を反映させるための機会の一つとしてパブリックコメントの手続を導入しています。パブリックコメント等への参加には比較的若い世代で前向きな方が多く¹¹、また、若い世代の方々は市政に関する情報を奈良市ホームページや奈良

¹¹ 平成26年度に実施した「奈良市のまちづくりに関する市民アンケート報告書」(27～29ページ)によると、パブリックコメント等への参加に対し、「参加したことがある」、「ぜひ参加したい」、「できれば参加したい」といった前向きな

市公式フェイスブック・ツイッターから入手していることが比較的多いため¹²、幅広い世代への情報発信を考える際には、しみんだよりに加え、このような情報媒体も積極的に活用することが効果的です。

また、パブリックコメントでより多くの意見を寄せていただくための工夫も必要です。

③ 推進計画・実施計画に基づく総合的・計画的推進

市民参画と協働によるまちづくりを総合的・計画的に推進するために策定したこの推進計画に基づき、市民参画と協働を進めていきます。また、推進にあたっては行政だけではなく市民や市民公益活動団体、事業者、学校など各主体にも計画が共有されるように努めていきます。

④ 地域ミーティングの開催

平成 25 年度から、市長及び市の幹部が地域に出向いて地域活動に取り組む各種団体の方々と対話を行う「地域ミーティング」を奈良市自治連合会と協働して開催しており、今後も引き続き開催していきます。

回答は 40～49 歳で 28.1%と最も高く、18～19 歳（28.0%）、20～29 歳（26.6%）、30～39 歳（26.4%）と続きます。
¹² 前掲報告書（19～20 ページ）によると、奈良市ホームページは 30～39 歳で最も利用されており 33.5%で、40～49 歳（27.4%）、18～19 歳（20.0%）、20～29 歳（19.3%）と続きます。奈良市公式フェイスブック・ツイッターは 18～19 歳で最も利用されており 12.0%で、40～49 歳（4.1%）、30～39 歳（3.0%）、20～29 歳（2.8%）と続きます。

基本方針2 ボランティア・NPO活動の活性化【施策 1-01-02】

本市におけるまちづくりの中で、行政が担っている部分は全体の中の一部でしかありません。社会課題や地域課題が多様化・複雑化する時代において、行政が手の届きにくい社会課題に対し、ボランティアやNPOは特段の問題意識を持ってその改善・解決に向けて取り組んでいます。

一方で、ボランティア・NPO活動を行う団体の多くが、会員の不足や高齢化などの人材に関する課題、財源及び活動場所の不足などを課題に抱えているのも事実です。

このように、ボランティア・NPO活動は市民の興味・関心等から自主的に行われる活動ではありますが、その活動は社会や地域の課題や住民市民ニーズに応えるものであり、市としては彼らの活動を後押しするような働きかけを行わなければなりません。その前提として、行政は地域課題や住民市民ニーズを定期的に把握し、市民公益活動団体への情報提供や活動の主体となる人材の育成、活動場所の提供といった形で、市民が活動しやすい条件を整備していく必要があります。

【基本施策】

① 市民や市民公益活動団体と行政との役割分担の構築

本市における市民参画及び協働によるまちづくりに関わる事業については各事業の実施計画においてPDCAサイクルに基づき進めてきています。その際、PDCAサイクルの各段階において協働の相手と一つのテーブルにつき意見交換を行い、お互いの立場や考え方を理解し合うことが大切ですが、一部の事業においては協働の相手と十分な意見交換が行われていないものもあります。今後は各担当課と協働相手との意見交換や情報共有の機会が増えるように働きかけていきます。

また、行政以外のまちづくりの主体同士が協働して事業を行う際にも、PDCAサイクルに基づいた形で行われることによって、それぞれの主体の特性や能力が十分に活かされることが期待できます。本市においては、PDCAサイクルに基づいた事業の推進が行われるよう、啓発に取り組めます。

② 市民公益活動団体への積極的な情報提供

ボランティア・NPO活動の活性化につながると考えられる情報等を市民公益活動団体に積極的に提供するとともに、より効果的・効率的な情報発信に努めます。具体的には、活動に役立つノウハウ等を学ぶ研修・講座の開催案内や補助金・助成金関連、あるいは先進的な事例などの情報を、ホームページやブログ、SNS¹³などを有効活用し、発信していくとともに、市民公益活動団体からの情報収集や情報共有にも努めます。

また、市民公益活動団体など各主体がお互いの活動内容についての情報を共有できる機会を設けていきます。具体的には市民公益活動団体を対象とした情報交換会やサロンなど

¹³ ソーシャルネットワーキングサービス（Social Networking Service）の略で、登録された利用者同士が交流できるWebサイトの会員制サービスのことをいいます。

を開催し、お互いの得意分野や困っていることなどを知ること、協働のチャンスを生み出します。

③ 市民公益活動の主体となる人材の育成

ボランティアインフォメーションセンターやボランティアセンターにおいて、市民公益活動の担い手の育成に資することを目的とした講座を開催し、人材のさらなる育成に努めます。特に現役世代や退職された方が、仕事で培った専門スキル等をプロボノ¹⁴として活かせるような働きかけを行っていきます。

また、市民公益活動団体だけでなく事業者などその他のまちづくりの主体との連携・協力を促進するため、そのきっかけづくりなどを行います。

④ 協働型社会に向けた意識づくり・環境づくり

協働型社会に向けた意識啓発に取り組む必要があります。平成 20 年から「協働のための職員研修」を実施し、職員の意識向上に取り組んできましたが、平成 24～25 年度に市民や市民公益活動団体と合同で研修を行ったように、今後は市民や市民公益活動団体、事業者、学校など幅広く参加を募り、共に学ぶ機会となるようにしていきます。

また、寄附文化のさらなる醸成を目的として N P O 法人条例指定制度の指定団体を募集し団体数をさらに増やすとともに、市民に向けた寄附の P R にも取り組みます。

⑤ 市民公益活動の拠点となる施設の運営

市民公益活動の拠点として、ボランティアセンターやボランティアインフォメーションセンターを引き続き運営します。現在、両センターでは会議室などの場所の提供やロッカー・メールボックスの使用など、ボランティア活動の拠点として運営していますが、さらに利用者にとって快適で使いやすい施設になるよう改善を図ります。

⑥ 市民公益活動へのきっかけづくりと推進

平成 26 年度から奈良市ポイント制度が始まりました。この制度は、市民の健康づくりや社会貢献の促進を目的に、市主催の事業や市が指定する事業等に参加することでポイントを貯めることができるものです。この制度を構成するポイントのうち、市が指定するボランティアに関する市の事業に参加した際に付与されるボランティアポイントを活用することで、市民のボランティア活動へのきっかけづくりや活動の推進を図ります。

また、現在は付与対象が市の事業にとどまっていますが、今後は市民公益活動団体を実施する活動についてもボランティアポイントの付与対象にできないか検討していきます。

¹⁴ ラテン語の「Pro Bono Publico」の略で、「公共善のために」という意。自分の専門的スキル等を活かして、金銭的報酬ではなく社会貢献のために行うボランティア活動をいいます。『平成 23 年版 情報通信白書』145 ページ

基本方針 3 地域活動の推進【施策 1-01-01】

私たちは家族や隣近所、地域の人々との関係の中で日常生活を送っています。わが国は世界的に見ても災害の多い国であり、地域コミュニティの希薄化が進む今だからこそ、つながりの大切さを見つめ直す必要があります。例えば、6,400人以上の死者・行方不明者を出した平成7年（1995年）の阪神・淡路大震災では、地震によって倒壊した建物から救出され生き延びることができた人の約8割が、家族や近所の住民人々等によって救出されており、消防・警察・自衛隊によって救出された者は約2割だったという調査結果があります¹⁵。

このことから、住民市民の地域への愛着意識の向上を図り、地域のつながりをさらに深めるよう努めなければなりません。

【基本施策】

① 住民市民の地域コミュニティの一員としての意識向上

奈良市自治連合会と協働して、防災・防犯、高齢者支援、子どもの見守りといった様々な地域コミュニティ活動への住民市民の参加が進むように取り組みます。具体的には、地域における基礎的なコミュニティである自治会に加入されていない世帯に対し、即効性のある施策がないことから、地道に粘り強く自治会の必要性を説明するとともに、自治会加入促進チラシを配布するなど、~~して~~様々な方法で加入を呼びかけます。また、~~るとともに、~~自治会が結成されていない地域に対しても結成を呼びかけます。

② 地域コミュニティ活動の拠点となる施設の整備

地域コミュニティ活動の拠点となる施設の一つに地域ふれあい会館があり、現在15の小中学校区で整備されています。しかし、市の財政状況を鑑みると、全ての小中学校区において地域ふれあい会館を新築することは困難であることから、地元との話し合いの上、公共施設の空きスペース等を有効活用できるよう整備することとします。

③ 地域における新しい協力・連携の仕組みの構築

地域には、自治会をはじめとする地縁により組織された団体があり、それぞれが課題の解決に向けた活動に取り組んでいます。しかし、会員の減少や高齢化による担い手不足といった団体が抱える課題や、住民市民ニーズの多様化や課題の複雑化といった社会の変化を受け、今後は地域で活動している団体が今まで以上に連携・協力し合い、さらにNPOや事業者などとも手を取り合い、地域が一体となってまちづくりを行っていくことが必要です。市は、そのための仕組みである地域自治協議会組織の設立に向けた支援を行い、住民自治の拡充を図っていきます。

¹⁵ 内閣府発行『平成26年版 防災白書』4ページ。また、平成26年11月に発生した長野県北部地震でも、特に被害の大きかった白馬村神城堀之内地区では、地域住民と消防団などが協力しあい、倒壊家屋の下敷きとなった方の救助活動を行った結果、一人の死者も出ませんでした。このことから地域における助け合い（共助）の大切さがうかがえます。（『平成27年版 防災白書』80ページ）

資料

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

平成21年6月25日

条例第34号

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 まちづくりの基本理念等（第3条・第4条）

第3章 市民等の役割及び市の責務（第5条－第9条）

第4章 市民公益活動の推進（第10条－第12条）

第5章 市政への参画及び市との協働（第13条－第17条）

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（第18条）

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置（第19条）

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置（第20条）

第9章 条例の検討（第21条）

附則

わたしたちのまち奈良は、平城京の昔から綿々と受け継がれてきた歴史と風土を大切に
し、豊かな文化と美しい自然や環境を守りながら、今日の暮らしの礎を築き、発展してき
ました。

しかし、近年、地域をめぐる環境が大きく変わり、市民のニーズが多様化し、様々な新
しい課題が生まれてきています。これらの課題を解決するためには、行政だけではなく市
民一人ひとりが持っている力を発揮することが必要です。

これからの奈良のまちづくりは、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が力
を出し合い、それぞれが市政に参画し、協働しながら行うことが大切です。

これまでにわたしたちが守ってきた世界に誇る奈良の文化を未来に引き継ぎ、生かして
いくために、そして、奈良のまちを世界に開かれた、多様性に富み、持続的発展が可能な
住みよいまちにするために、この条例を制定します。

さあ、みんなで一緒にまちづくりを進めましょう。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、本市におけるまちづくりについての基本理念並びにその実現を図る
ための市民参画及び協働に関する基本的事項を定め、市民、市民公益活動団体、事業者
及び学校が行う公益活動を推進するとともに、市民の市政への主体的な参画並びにそれ
ぞれの主体による互いの立場及び役割の明確な確認と尊重に基づいた協働により、個性
豊かで魅力ある、多様性に富み、持続的発展が可能な住みよいまちを実現し、これを将

来に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民参画 市の施策の企画立案の過程から実施及び評価に至る各段階において、市民が主体的に参加し、意思形成にかかわることをいう。
- (2) 協働 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市が対等な立場で、互いの特性を尊重し認め合い、企画立案の過程から実施及び評価に至るまで、協議しながら共通の目的である公共的な課題の解決のため共に取り組むことをいう。
- (3) 市民 市内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。
- (4) 事業者 市内において事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。
- (5) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校及び各種学校をいう。
- (6) 市民公益活動 市民が、市民生活の向上を目指し、社会的な課題の解決に向けて、自発的な意思に基づいて継続的に行う不特定多数の者の利益の増進を図ることを目的とする活動をいう。ただし、次に掲げるものを除く。

ア 営利を目的とする活動

イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とする活動

ウ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とする活動

エ 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下この号において同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とする活動

- (7) 市民公益活動団体 地域自治組織（自治会その他の市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて組織された団体をいう。）、NPO法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）、ボランティア団体その他の団体で、市民公益活動を継続的に行うものをいう。

第2章 まちづくりの基本理念等

(まちづくりの基本理念)

第3条 本市におけるまちづくりは、次の基本理念に基づき推進するものとする。

- (1) 人権が尊重され、心豊かに暮らせる安全安心で快適なまちづくりを行うこと。
- (2) 次世代を担う子どもたちが健やかに成長し、たくましく生きる力を育成する教育のまちづくりを行うこと。
- (3) すべての人が生きがいを持ち、健康で健やかに暮らせる福祉のまちづくりを行うこと。
- (4) 豊かな自然環境を生かした、緑あふれる美しいまちづくりを行うこと。

(5) 奈良の文化を未来に引き継ぎ、個性豊かなまちづくりを行うこと。

(まちづくりの基本原則)

第4条 前条の基本理念に基づくまちづくりを推進するに当たっては、次に掲げる基本原則にのっとり、市民参画及び協働によらなければならない。

(1) 市は、市政に対する市民参画の権利を保障するとともに、まちづくりの公共性及び公平性を確保すること。

(2) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに対等な関係を保ち、相互の自主性を尊重しつつ、協働によるまちづくりの推進に努めること。

(3) 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、それぞれの特性及び果たすべき役割を自覚して、互いに役割を分担し、かつ、連携し、協働してまちづくりを行うよう努めること。

第3章 市民等の役割及び市の責務

(市民の役割)

第5条 市民は、まちづくりの主体として自らの果たすべき役割を自覚し、市民公益活動団体、事業者、学校及び市との協働を進め、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(市民公益活動団体の役割)

第6条 市民公益活動団体は、自己の責任の下に自らの活動を推進するとともに、市民、事業者、学校及び市との協働を図り、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(事業者の役割)

第7条 事業者は、協働に関する理解を深めるとともに、市民、市民公益活動団体、学校及び市と連携し、協働し、自発的に市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めるものとする。

(学校の役割)

第8条 学校は、教育若しくは研究の成果等を社会に還元し、又は施設を地域に開放し、まちづくりに参画する等地域と深く交流し、連携し、協働するとともに、市民公益活動の活性化に努めなければならない。

(市の責務)

第9条 市は、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号。以下「情報公開条例」という。）の規定に基づき市が保有する情報の提供及び公開を推進し、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校とその情報を共有するよう努めるとともに、市民公益活動の促進及び活性化のために必要な施策を市民とともに策定し、実施しなければならない。

2 市は、市民、市民公益活動団体及び事業者が行う市民公益活動を促し、必要な支援を行うとともに、それぞれの主体との協働に努めなければならない。

3 市は、市職員に対する市民参画及び協働によるまちづくりに関する啓発や研修等を行い、職員一人一人の意識の向上を図らなければならない。

- 4 市は、関係機関とも連携し、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に努めなければならない。

第4章 市民公益活動の推進

(情報の収集及び共有)

- 第10条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が自ら地域における課題について考え、解決に向けて取り組むうえで必要となる市民公益活動に関する情報の収集に努めなければならない。

- 2 市民、市民公益活動団体、事業者、学校及び市は、互いに市民参画及び協働によるまちづくりに関して必要な情報の共有に努めるものとする。

(学習機会の提供等)

- 第11条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が市民公益活動に関する理解を深めることができるよう、学習機会の提供その他必要な措置を講じるものとする。

(拠点施設の機能の充実)

- 第12条 市は、市民公益活動を活性化させるため、その活動の拠点となる施設の機能の充実を図るものとする。

第5章 市政への参画及び市との協働

(市政への参画の機会等)

- 第13条 市は、市民、市民公益活動団体、事業者及び学校が、市の意思形成過程、政策決定過程、政策実行過程、政策評価過程のすべてにおいて参画できる機会を充実させ、市との協働を促進するために、次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 市の意思形成段階から行政情報を提供し、市民、市民公益活動団体及び事業者からの意見を受け止めるとともに、市民、市民公益活動団体及び事業者が市政に多様な形で参画できるための仕組みを整備すること。
- (2) 市民、市民公益活動団体及び事業者からの、市との協働についての提案及び相談のための窓口としての機能を整備すること。

(市民参加の方法及び実施)

- 第14条 市は、市政に関する重要な施策の意思決定、実施及び評価を行うときは、公聴会、意見交換会その他市民、市民公益活動団体、事業者及び学校の意見を反映するため、最も適切かつ効果的であると認められるものを行うよう努めなければならない。

- 2 市は、市政に関する基本的な計画の策定又は改廃及び重要な制度の創設又は改廃その他の行為で別に定めるものを行うときは、パブリックコメント手続（市の基本的な政策等を策定する過程において、その内容その他必要な事項を広く公表し、これらについて市民、市民公益活動団体、事業者及び学校から直接に意見及び提言を求め、それに対する本市の考え方を明らかにするとともに、意思決定に反映させる機会を確保するための一連の手続をいう。以下同じ。）を行うものとする。ただし、迅速若しくは緊急を要するもの、実施機関の裁量の余地が少ないと認められるもの又は軽微なもの等を行うときは、この限りでない。

- 3 市は、パブリックコメント手続により提出された市民、市民公益活動団体、事業者及

び学校の意見を十分考慮して意思決定を行うとともに、その意見に対する考え方を取りまとめて公表するものとする。

4 パブリックコメント手続の実施に関し必要な事項は、別に定める。

(会議の公開)

第15条 市は、情報公開条例第29条の規定に基づくもののほか、会議等の公開の推進に努めるものとする。

(審議会等の委員の選任)

第16条 市は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき設置する審議会その他の附属機関及びこれに類する機関（以下「審議会等」という。）の委員の構成に市民を積極的に加えるよう努めなければならない。

2 前項の規定により市民を審議会等の委員にしようとするときは、当該委員については公募により選任するよう努めるものとする。

(市が行う業務における協働機会の拡大)

第17条 市は、市民公益活動団体が有する特性を生かすことにより、市民公益活動の活性化及び活用を図ることができると認められる事業について、当該団体に対して参入及び協働の機会を拡大するよう努めるものとする。

第6章 市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

(市民参画及び協働によるまちづくり推進計画)

第18条 市長は、市民参画及び協働によるまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画（以下「推進計画」という。）を定めなければならない。

2 市長は、推進計画を定め、又は変更したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

3 市長は、毎年度、推進計画に基づき講じる施策の実施計画及び実施状況を公表しなければならない。

4 市長は、市民参画及び協働の推進状況を踏まえ、5年を超えない期間ごとに、推進計画を見直さなければならない。見直しに当たっては、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会の意見を聴くものとする。

第7章 市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり基金の設置)

第19条 本市における市民公益活動の推進に資するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり基金を設置する。

第8章 市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置

(市民参画及び協働によるまちづくり審議会の設置)

第20条 第18条第4項及び次条に定めるもののほか、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、市長の諮問に応じて調査審議するため、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、市民参画及び協働によるまちづくりの推進に関する重要事項について、必

要に応じて市長に意見を述べることができる。

3 審議会は、委員10人以内で組織する。

4 委員は、市民参画及び協働に関し優れた識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は、2年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第9章 条例の検討

(条例の検討)

第21条 市は、この条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例の規定について検討し、必要があると認めるときは、審議会の意見に基づいて条例の改正その他必要な措置を講じるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年7月1日から施行する。

(奈良市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 奈良市報酬及び費用弁償に関する条例（昭和27年奈良市条例第30号）の一部を次のように改正する。

別表第1に次のように加える。

市民参画及び協働によるまちづくり審議会の委員	日 額 10,000円
------------------------	-------------

奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会委員の名簿

平成28年〇月〇日現在

	氏名	職名
会長	澤井 勝	奈良女子大学名誉教授
副会長	中川 幾郎	帝塚山大学名誉教授
委員	伊藤 俊子	奈良市女性防災クラブ連合会 会長
委員	辻中 佳奈子	弁護士
委員	中川 直子	(株) 奈良シティエフエムコミュニケーションズ (ならどっと FM) 代表取締役
委員	中口 則弘	奈良市自治連合会 副会長
委員	福尾 和子	社会福祉法人 奈良市社会福祉協議会 事務局長
委員	室 雅博	(公社) 奈良まちづくりセンター理事
委員	渡邊 新一	会社役員

敬称略 五十音順

奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会 設置要領

(目的及び設置)

第1条 持続的発展可能な住みよいまちの実現に向け、庁内関係部局間の連携を確

保し、市民、市民公益活動団体、事業者、学校及びその他の団体と相互に連携して、まちづくり、地域づくりを総合的かつ効果的に推進するため、奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会(以下「検討委員会」という。)を設置する。

(組織)

第2条 検討委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は、市民活動部担当副市長をもって充てる。

3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、検討委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第3条 検討委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集し、委員長が議長となる。

2 委員長は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その者の意見を聴くことができる。

(幹事会)

第4条 検討委員会に、その所掌事務の細部にわたる事項についての調査研究及び素案の作成等検討委員会会議の円滑な運営を図るため幹事会を置く。

2 幹事会の構成員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

3 幹事長は、協働推進課長をもって充てる。

4 幹事長は、幹事会を総理し、必要に応じ、会議を招集する。

5 幹事長は、必要に応じ、構成員以外の者に出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第5条 幹事会会議の円滑な運営及び具体的なテーマに即して所掌事務に当たるため、必要に応じて、部会を置くことができる。

2 部会の構成員は、幹事長が指名する者をもって充てる。

3 部会にリーダー及びサブリーダーを置き、部会の構成員の互選によりこれを定める。

- 4 リーダーは、部会を総理し、幹事長への報告を行うものとする。
- 5 サブリーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故があるときは、その職務を代理する。

(庶務)

第6条 検討委員会の庶務は、協働推進課において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月17日から施行する。
(奈良市協働のための庁内推進会議設置要領の廃止)
- 2 奈良市協働のための庁内推進会議設置要領(平成22年4月1日制定)は、廃止する。

附 則(平成27年4月1日改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1（第2条関係）

検討委員会委員

副市長	保健所長
教育長	子ども未来部長
企業局長	環境部長
法令遵守監察監	観光経済部長
消防局長	都市整備部長
危機管理監	建設部長
総合政策部長	会計契約部長
総務部長	教育委員会事務局理事
財務部長	教育総務部長
市民生活部長	学校教育部長
市民活動部長	
市民活動部理事	
保健福祉部長	

別表第2（第5条関係）

幹事会構成員

秘書課長	観光戦略課長
総合政策課長	都市計画課長
人事課長	土木管理課長
財政課長	指導監察課長
市民課長	消防局総務課長
協働推進課長	教育政策課長
福祉政策課長	教育総務課長
子ども政策課長	学校教育課長
保健総務課長	企業局総務課長
企画総務課長	